

## (一般社団法人)三重県サッカーリーグ規約

(一般社団法人)三重県サッカーリーグ規約を次のとおり定める。

- 第1条 本リーグの名称を一般社団法人 三重県サッカーリーグと称する。
- 第2条 本リーグは、一般社団法人 三重県サッカー協会に統轄される。
- 第3条 本リーグの事業は、一般社団法人 三重県サッカー協会の事業に包括される。
- 第4条 本リーグは、加盟チームの相互の切差により、一般社団法人三重県のサッカー水準向上と普及振興につとめると共に、サッカーを通じて相互の親睦共励により、よき社会の形成者となることを目的とする。
- 第5条 前条の目的を達成するために運営委員会をおき同委員会は、つぎのを行う。
- 1 一般社団法人 三重県サッカーリーグの運営・実施
  - 2 その他本リーグの目的達成に必要な事業
- 第6条 本リーグは、日本サッカー協会登録団体で、一般社団法人 三重県サッカー協会が相当と認められた一般・社会人等(高等専門学校を含む)で編成されたチームで組織する。  
(但し一般社団法人三重県サッカー協会及び運営委員会が特別に認めたチームは本リーグに加盟することができる。)
- ただし、外国人登録選手は、1チーム5名登録までとし、リーグの試合出場は、3名登録の3名出場とする。 (準加盟チームは除く)
- 第7条 本リーグ運営委員会に次の役員を置く。
- 委員長 1名 副委員長 若干名 運営委員 若干名
- 第8条 委員は、加盟チームの代表者及び一般社団法人 三重県サッカー協会社会人部委員が相当と認められた者がこれに当たる。
- 第9条 委員長・副委員長は委員の互選により選出する。
- 第10条 委員長は、本リーグを代表して事業の執行をする。
- 第11条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代理する。
- 第12条 役員の任期は、1年とする。
- 第13条 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は、他の役員の残任期間とする。
- 役員は、任期満了しても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- 第14条 運営委員会は、必要に応じて委員長が召集する。
- 運営委員会の成立は2分の1以上の出席によって成立する。

第15条 運営委員会は、つぎの事項を審議する。

- 1 事業の計画(各部チーム編成、リーグ戦期間、日程、組合せ等)
- 2 賞罰の裁定、チームまたは選手の登録追加取消し等
- 3 本規約の改廃
- 4 その他重要事項で緊急を要するもの。

第16条 本リーグに各部代表者を置く。

- 1 代表者会は、各チーム代表者をもって構成する。
- 2 代表者会は、リーグ運営委員会の統轄をうけ、同委員会の補助機関とし助言・意見の上申をすることができる。
- 3 代表者会は、必要に応じて運営委員長が召集することができる。

第17条 運営委員会で決議された事項はすべて一般社団法人 三重県サッカー協会に報告しなければならない。

第18条 本リーグの運営経費は、次のとおりとする。

- 1 協会予算
- 2 その他

第19条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第20条 リーグ加盟は、本規約の定めるところにより年度当初に登録する。

第21条 登録チームの人員は別に制限をしない。但し、第6条に該当する者に限る。

第22条 本規約に違反したり、試合を棄権・放棄した場合は、没収試合とし、直ちに運営委員会にて審議、処分等については、後日規律委員会より処分がある。

第23条 本リーグの1部リーグにおける上位2チームに、その年度の東海社会人サッカー選手権大会に出場する権利をあたえる。(但し社会人連盟チームに限る)

第24条 本規定に基づくリーグの実施、運営の細則については別に定める実施要綱による。

第25条 上位リーグ(東海)加盟チームがその資格を失い、本リーグ加盟を希望したときは、本リーグ1部に加盟することができる。

第26条 この規約は、平成2年4月1日より実施する。  
この規約は、平成4年4月1日より実施する。  
この規約は、平成18年4月1日より実施する。(H17年度より社団法人化による)  
この規約は、平成24年4月1日より実施する。(H24年度より一般社団法人化による)  
この規約は、平成27年4月1日より実施する。(外国人出場枠見直し)  
この規約は、2019年1月1日より実施する。(準加盟チーム参加による)

## 一般社団法人 三重県サッカーリーグ実施要項

一般社団法人 三重県サッカーリーグ規約に基づき次のとおり実施要項を定める。

第1条 本リーグは、1部・2部 ブロック部をもって構成する。

第2条 各部内においてチーム数によって更に細分することができる。

第3条 各部チームの順位、序列決定については、本要項に定めるもののほかは、運営委員会で定める。

第4条 各部の入替えは、当該年度のリーグ規約・実施要項確認事項に記載する

第5条 廃止

第6条 新規加盟チームは、ブロック部に加盟する。

第7条 規約に定める追加登録の手続きはつぎのとおりとする。

- 1 選手を追加登録をするときは、日本サッカー協会 Kick OFFよりWeb登録を行うと共に所定の登録費を振り込むこと。(振込先はWEB登録時確認してください)  
この場合において登録した選手は、1週間後の試合出場可能とする。  
出場可能日については社会人部より通達する期日とする。

2 登録を取り消すときは、

- ・ チームの場合は、最も近い試合の1週間前(試合を含まない)までに。
- ・ 選手の場合は、当日の試合開始までに  
前記1と同様の手続きをすること。

第8条 本リーグの試合時間は、1部2部は80分とし、ブロックは70分とする。

第9条 選手の交代は交代要員7名登録で試合の前後半をとわず5名までの交代ができる。

第10条 各部リーグの順位は、勝点により決定する。勝利3点・引き分け1点・敗戦0点  
なお、勝点同数の時、得失点差・全試合の総得点・当該チーム間の対戦成績・順位決定戦の順位で決定する。

第11条 本規約に違反したり、試合を放棄した場合は、そのチームの対戦成績を0-4  
の敗戦とし、チームの処分として、下位リーグへ降格とする。

試合を放棄したチームについての他対戦成績記録は残す。

第12条 リーグ懲戒規定を次のとおり定め、この規定の運用を各部運営委員会がおこなう。

## 第13条 ①懲罰

- 1-1 退場を命じられた者または警告の累積が2又は3(リーグにより異なる)となった物は次の1試合出場できない(ベンチ入りもできない)。また、退場者の処分は規律委員会において協議し、これを裁定する。
- 1-2 退場による出場停止処分の消化は同一大会で消化するものとする。なお、大会終了によって残存した出場停止処分については順次、次の公式戦に適用される。次の公式戦が年度で消化できない場合は、次年度へ持越す。
- 1-3 本大会において、他大会の出場停止処分を当リーグで消化する場合は、処分本人及びその所属先チームが処分の内容を文書にて社会人部委員長に報告する。また、その他の規定については(公財)日本サッカー協会の懲罰規程に準ずる。

## ② 運用

- 2-1 警告・退場の報告確認は、審判カード及び審判報告書をもって行う。
- 2-2 主審は、審判カードとメンバー表及び審判報告書を試合会場当番チーム責任者へ渡す。
- 2-3 試合会場当番チーム責任者は、当日の全試合の審判カード及び審判報告書を回収し、懲罰を確認し、当該リーグの運営委員長に至急報告する。
- 2-4 当番チーム責任者は、次の試合当番チームに懲罰選手名を申しおくる。
- 2-5 報告を受けた運営委員長は、審判報告書の記載内容を確認、懲罰規定に該当するものがあれば懲罰を決定し次のところに連絡する。

※ 懲罰を受ける競技者が所属するチーム責任者

※ 次の試合会場当番チーム責任者

- 2-6 一発退場者が出たときは、会場当番責任者が各部運営委員長、リーグ規律委員長 リーグ運営担当(大川)に報告する。

第14条 一般社団法人 三重県サッカーリーグに於ける審判員等に対するトラブルについては、運営委員会に報告審議し、規律委員会及び審判部に裁定を仰ぐ。

第15条 競技規則 現行の日本サッカー協会サッカー競技規則に準ずる。

第16条 この規約は、平成5年4月1日より実施する。  
この規約は、平成24年4月1日より実施する。  
この規約は、平成27年4月1日より実施する。  
この規約は、平成28年4月1日より実施する。  
この規約は、平成29年4月1日より実施する。  
この規約は、2019年4月1日より実施する。

# 社団法人 三重県サッカー協会 懲罰基準

社団法人三重県サッカー協会の主管するすべての公式大会(試合)において、チーム及びチーム役員(加盟登録団体の責任者・監督・コーチ・主務・その他関係者)、選手の不祥事に対する懲罰基準は、下記のとおりとする。

## 記

1. 公式大会(試合)における警告・退場に対する懲戒処分は、それぞれの大会規定によって行われる。

しかし、重大な不正行為があった場合は、そのチーム役員及び選手に対して処罰を行う。

2. 懲罰は、違反行為の重さに従い、出場停止・資格停止等の罰則を適用する。

暴力行為は、すべて厳重に処罰される。

3. チーム全体が、試合を放棄した場合、又は大会規定を守らなかった場合は、審議のうえ処置を決定する。

4. 罰則の内容については、財団法人日本サッカー協会懲罰基準に準拠する。

## 懲罰基準1の適用

	便宜的に継続	三重県社会人サッカーリーグ				備考	別の各種 競技大会
		A	B	C	D		
例一	警告・退場	C1	C2			警告数は残らない	
	出場停止			出場停止			
例二	警告・退場		C1 C2=S1			警告数は残らない	
	出場停止			出場停止			
例三	警告・退場		C1 S1			警告数1(C1)が 残る。 (退場内容により 停止試合が増える)	
	出場停止			出場停止			
例四	警告・退場	C1	C2 C3=S1			警告数1(C1)が 残る。	
	出場停止			出場停止			
例五	警告・退場	C1	S1			警告数1(C1)が 残る。 (退場内容により 停止試合が増える)	
	出場停止			出場停止			
例六	警告・退場	C1	C2 S1			警告数は残らない  (退場内容により 停止試合が増える)	
	出場停止			出場停止	出場停止		
例七	警告・退場	S1				退場内容により 停止試合が増える	
	出場停止		出場停止				

※ C1 : 1回目の警告      C2 : 2回目の警告      C3 : 3回目の警告

※ S1 : 試合停止の退場 = 競技規則第12条による退場

◆ 三重県社会人連盟主管の三重県内の各種大会において、退場による出場停止処分があった場合、次の公式戦に適用する。(チームが大会で勝ち進んでも次の公式戦に適用する。)

各種大会でC1かC2のみでチームが敗戦および大会が終了の場合は、警告は消滅する。

繰り返して懲罰を受け、停止試合が発生した場合は停止期間が1試合ではなく、2試合となる。

退場処分内容により、出場停止試合が増える。

## 懲罰基準2の適用

	便宜的に継続	三重県社会人サッカーリーグ					備考	別の各種 競技大会
		A	B	C	D	E		
例一	警告・退場	C1	C2	C3			警告数は残らない	
	出場停止				出場停止			
例二	警告・退場		C1 C2=S1				警告数は残らない	
	出場停止			出場停止				
例三	警告・退場		C1 S1				警告数1(C1)が 残る。 (退場内容により 停止試合が増える)	
	出場停止			出場停止				
例四	警告・退場	C1	C2 C3=S1				警告数1(C1)が 残る。	
	出場停止			出場停止				
例五	警告・退場	C1	S1				警告数1(C1)が 残る。 (退場内容により 停止試合が増える)	
	出場停止			出場停止				
例六	警告・退場	C1	C2 S1				警告数2(C2)が 残る。 (退場内容により 停止試合が増える)	
	出場停止			出場停止				
例七	警告・退場	C1	C2	C3 S1			警告数は残らない  (退場内容により 停止試合が増える)	
	出場停止				出場停止	出場停止		
例八	警告・退場	C1	C2	C3 C4=S1			警告数2(C2)が 残る。 (退場内容により 停止試合が増える)	
	出場停止				出場停止			
例九	警告・退場	S1					退場内容により 停止試合が増える	
	出場停止		出場停止					

※ C1 : 1回目の警告      C2 : 2回目の警告      C3 : 3回目の警告      C4 : 4回目の警告

※ S1 : 試合停止の退場 = 競技規則第12条による退場

◆ 三重県社会人連盟主管の三重県内の各種大会において、退場による出場停止処分があった場合、

次の公式戦に適用する。(チームが大会で勝ち進んでも次の公式戦に適用する。)

各種大会でC1, C2, C3でチームが敗戦および大会が終了の場合は、警告は消滅する。

繰り返して懲罰を受け、停止試合が発生した場合は停止期間が1試合ではなく、2試合となる。

退場処分内容により、出場停止試合が増える。